平成２８年（フ）第１２４号
山口県下関市菊川町大字田部283番地７　ロジュマン・Ｋ壱番館　203号
債務者　後藤雄一郎
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１８３号
愛媛県松山市余戸東１丁目10番３号　フレニール45Ｒ５号
債務者　池内　祐樹
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８４号
愛媛県松山市余戸東１丁目10番３号　フレニール45Ｒ５号
債務者　池内　梨恵
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８５号
福岡県飯塚市菰田89番地14　ルミナス菰田102号（前住所　福岡県田川郡糸田町1652番地25―８号）
債務者　原　　波雄
1　決定年月日時　平成28年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第５１号
福岡県大牟田市大字三池544番地11　三池平の下県営住宅４棟101号
債務者　溝脇　　司
1　決定年月日時　平成28年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第１５５号
佐賀県武雄市西川登町大字神六21137番地２
債務者　森　　雄基
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１５７号
佐賀県鹿島市大字高津原355番地１　広瀬アパートＡ―１号
債務者　松本　紀子
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第３１７号
宮崎市祇園２丁目123番地　パシフィックレジデンス206号
債務者　福岡　鈴子
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５０号
鹿児島県奄美市名瀬平田町22番54号（大山アパート）
債務者　大山眞一郎
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第３９０号
千葉県松戸市松戸新田342番地の48
債務者　玉那覇　努
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５４０号
千葉県柏市新柏３丁目９番地７　グリーンハイツ新柏Ｂ―102号
債務者　石谷　考司
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５７７号
千葉県松戸市大橋294番地の３　コーポイシズキ102号
債務者　神山　一夫
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６０３号
千葉県柏市大井1818番地２　エスポワール３―201号
債務者　高久富美子
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１７１号
徳島県阿波市市場町香美字西原８―４　大村マンション６号室、住民票上の住所徳島県美馬市脇町大字北庄207番地16
債務者　三好　光子
1　決定年月日時　平成28年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９５号
宮崎県都城市上東町27街区17号　コーポスマイル102
債務者　松原　正泉
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第２７号
宮城県角田市神次郎字中田110番地１　大内アパート203
債務者　佐竹　敏美
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部